

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	二五
告示	地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件	二五
	認定液化石油ガス販売事業者として認定した件二件	二五
	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	二五
	農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可の申請があった件	二五
	農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件	二五
	地方卸売市場を開設することを許可した件	二五
	地方卸売市場において卸業の業務を行うことを許可した件	二五
	県営土地改良事業計画を変更した件二件	二五
公告	土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	二六
	土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	二六
	都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	二六
	一般競争入札を行う件	二六
	随意契約の相手方を決定した件	二六
	福島県教育委員会	二六
	福島県指定重要有形民俗文化財として指定する件	二六
	福島県指定重要無形民俗文化財として指定する件	二六
	福島県指定天然記念物として指定する件	二六

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

### 福島県規則第五十二号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営山下町団地の項中「〇・九二」を「〇・九三」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年五月一日から施行する。

（建築住宅課）

## 告 示

### 福島県告示第二百八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 契約を締結した者の氏名及び住所

上石 三好 福島県郡山市鳴神一丁目十番地

二 契約の期間の始期

平成二十八年四月一日

三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

### 福島県告示第二百八十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

会津よつば農業協同組合 代表理事組合長 長谷川 一雄

二 住所

会津若松市扇町三十五番地一

三 認定年月日

平成二十八年三月一日

(消防保安課)

福島県告示第百八十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

夢みなみ農業協同組合 代表理事組合長 橋本 正和

二 住所

須賀川市大町八十五

三 認定年月日

平成二十八年四月六日

(消防保安課)

福島県告示第百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年四月二十六日から同年五月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地一ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があつた。当該農用地利用配分計画は、福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課で平成二十八年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者		認可申請年月日
		賃借権の設定等を受ける土地	賃借権の設定等を受ける土地	
鈴木 善貴	岩瀬郡鏡石町豊郷中六六六	岩瀬郡鏡石町羽鳥五九一ほか五筆	岩瀬郡鏡石町成田東五一ほか七筆	平成二十八年四月八日
根本 政美	岩瀬郡鏡石町新町三一三			
吉田 仁	田村郡小野町大字飯豊字田尻五七	田村郡小野町大字小戸神字中ノ原九六一六ほか一筆		
佐藤牧場 株式会社	西白河郡西郷村大字鶴生字下原一八	西白河郡西郷村大字鶴生字追原三六九ほか九筆		
金田 隆	西白河郡西郷村大字鶴生字横道一六	西白河郡西郷村大字鶴生字松林八九ほか二筆		
株式会社 グリーンファーム原	会津若松市湊町大字原字新橋一四八	会津若松市湊町大字原字谷地田一三四一二ほか二百四十七筆		
株式会社 東田面農産	会津若松市湊町大字平潟字家ノセト三〇	会津若松市湊町大字原字中道一二九一三ほか四筆		
佐藤 二美	会津若松市湊町大字平潟字家ノセト二九	会津若松市湊町大字原字山田二四五一四		
小坂 一	会津若松市湊町大字原字新橋一〇四	会津若松市湊町大字原字小山前二九九一ほか四		



星 和衛	石井 成治	金田 浩徳	横山 義栄	遠藤 清茂	株式会社 イゴ農園 ダ	木戸 祐一	菊地 善一郎	高橋 正雄	五十嵐 一正	遠藤 雅隆	和川ファーム 大
南会津郡南会津町静川字上沢田乙一〇二四	大沼郡会津美里町旭三寄字北村甲八一	大沼郡会津美里町旭市川字小川前丙四二	大沼郡会津美里町旭三寄字北村二三	喜多方市熊倉町新合字竹花丙六〇六一四	喜多方市字一本木下七八一七	喜多方市熱塩加納町米岡字針生乙七〇二	喜多方市岩月町入田付字東治里二六四〇	喜多方市熊倉町都字落合乙二二二九	喜多方市慶徳町豊岡字中江二一六〇一一	喜多方市上三宮町吉川字下三宮二八六一	喜多方市字押切南二丁目一一二
南会津郡南会津町静川字高橋下六六一一	大沼郡会津美里町旭館端字館一九八	大沼郡会津美里町旭館端字館一四九ほか二筆	大沼郡会津美里町旭館端字館三ほか五筆	喜多方市塩川町三吉字諏訪田三四一ほか一筆	喜多方市熱塩加納町熱塩字中志田三一ほか十四筆	喜多方市熱塩加納町米岡字原田乙五九五―二三ほか五筆	喜多方市岩月町入田付字東治里八五ほか九筆	喜多方市熊倉町都字樟林乙二二七〇ほか九筆	喜多方市慶徳町豊岡字高木三三ほか八筆	喜多方市松山町村松字石田一二七二―一ほか二十九筆	喜多方市関柴町西勝字西原一―二ほか六筆
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

農事組合法人	栗原 正司	古関 善寛	株式会社 カ トウファーム	丹治 正志	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
西白河郡西郷村大字	福島市大波字水戸内一二―三	福島市飯野町大久保字小池三〇	福島市大笹生字横堀一二―一	福島市平石字山発田一	福島市平石字大縄二二六ほか二筆	福島市大笹生字赤田四三	福島市大波字戸石一―一ほか二筆
西白河郡西郷村大字小田倉字黒川東八		福島市飯野町大久保字五反田三二ほか四筆					

南の郷	伊	南会津郡南会津町古町字馬乗馬場六六	南会津郡南会津町多々石字齊宮一四四―一ほか一筆	同	日
株式会社 グ リンカル チャー	南会津郡南会津町和泉田字十ヶ島四一	南会津郡南会津町和泉田字反間九ほか二筆	同	同	日
有 限 会 社 高 ラ イ ス セ ン タ ー	南相馬市原町区高字阿弥陀前八	南相馬市一時利用地押釜一一―一二ほか七十八筆	同	同	日

福島県告示第二百九十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十八年四月二十六日

一 農用地利用配分計画の概要

福島県知事 内堀 雅雄

（農業担い手課）

鶴生 ライス グロウイング	鶴生字上道八七	六―一ほか十筆
浅野 日出子	会津若松市湊町大字 共和字西田面五二四	会津若松市湊町大字共和字内子八七ほか二十筆
阿部 一	会津若松市湊町大字 共和字西田面六三四	会津若松市湊町大字静瀉字地間三二二― cほか九筆
阿部 孝二	会津若松市湊町大字 共和字西田面二七四	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前九七― 一ほか二十三筆
荒川 茂	会津若松市湊町大字 共和字西田面五六八	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前八三― 二ほか十六筆
荒川 洋一	会津若松市湊町大字 共和字西田面一五九	会津若松市湊町大字静瀉字地間二七― ほか二筆
五十嵐 裕美 子	会津若松市湊町大字 共和字西田面六七―	会津若松市湊町大字静瀉字地間三〇四 ほか一筆
一ノ瀬 浩樹	会津若松市北町大字 字上荒久田字畑村東 四〇―八	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前一〇 〇ほか八筆
一ノ瀬 三男	会津若松市湊町大字 共和字西田面一〇―	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前九八― 三―cほか六筆
岡島 昭夫	会津若松市湊町大字 共和字西田面三六八	会津若松市湊町大字共和字六十苅二四 七ほか十三筆
簡 ツヤコ	会津若松市湊町大字 共和字西田面二六〇	会津若松市湊町大字共和字内子八五― 一ほか七筆
児玉 健二	会津若松市湊町大字 共和字西田面四四―	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前八一― bほか六筆
児玉 修一	会津若松市湊町大字 共和字大清水一九	会津若松市湊町大字共和字六十苅二六 一―aほか十三筆

小松山 寿範	会津若松市湊町大字 共和字西田面五二九― 一	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前九八― 三―eほか十六筆
小松山 駿	会津若松市湊町大字 共和字西田面二七二	会津若松市湊町大字共和字道上―三ほか九筆
小松山 昭一	会津若松市湊町大字 共和字西田面二七二	会津若松市湊町大字共和字六十苅二三 八―一ほか六十四筆
小松山 正一	会津若松市湊町大字 共和字西田面五〇六	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前七四 ほか九筆
小松山 豊栄	会津若松市湊町大字 共和字西田面五二三	会津若松市湊町大字静瀉字地間二七九― 一ほか五筆
小松山 春男	会津若松市湊町大字 共和字西田面四四五	会津若松市湊町大字共和字六十苅二五 三―一ほか四筆
小松山 義博	会津若松市湊町大字 共和字西田面三七―	会津若松市湊町大字静瀉字地間三二〇― 一―bほか八筆
小松山 正司	会津若松市湊町大字 共和字西田面三五〇	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前八四 ほか十筆
島田 弘美	会津若松市湊町大字 共和字西田面五一七	会津若松市湊町大字共和字六十苅二四 一―一ほか八筆
鈴木 正司	会津若松市湊町大字 共和字西田面五二八	会津若松市湊町大字共和字寺田九四― 一ほか十筆
鈴木 正幸	会津若松市湊町大字 共和字西田面二七三	会津若松市湊町大字共和字大清水一― 二ほか七筆
田中 晴夫	会津若松市湊町大字 共和字西田面二四九	会津若松市湊町大字共和字寺田九七― 一ほか十筆
田中 義正	会津若松市湊町大字	会津若松市湊町大字共和字道上五―一ほか

長谷川 鐵彌	渡部 仲人	渡部 利息	渡部 君雄	宮崎 伝	星 浩	星 司	星 政治	星 幸一	星 一夫	長谷川 貞子	二瓶 剛一	遠山 友一	
会津若松市神指町幕	会津若松市湊町大字 共和字西田面五〇七	会津若松市湊町大字 共和字西田面一六五	会津若松市湊町大字 共和字西田面三九三	会津若松市湊町大字 共和字西田面一六六	会津若松市湊町大字 共和字西田面五〇〇	会津若松市湊町大字 共和字西田面五六二	会津若松市湊町大字 共和字西田面四八八	会津若松市湊町大字 共和字西田面四七三	会津若松市湊町大字 共和字西田面四九八	会津若松市湊町大字 共和字西田面四三四	会津若松市湊町大字 共和字西田面二五一	会津若松市湊町大字 共和字大清水九	共和字西田面六六八
会津若松市神指町幕内一〇四一―一ほか	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前七九 ほか十八筆	会津若松市湊町大字共和字寺田九二― 一ほか十筆	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前一〇 一―cほか二筆	会津若松市湊町大字共和字寺田九八ほ か十筆	会津若松市湊町大字共和字内子九八ほ か六筆	会津若松市湊町大字共和字滝ノ前八七― 一ほか二十四筆	会津若松市湊町大字共和字六十菊二四 六一―ほか五筆	会津若松市湊町大字共和字六十菊二三 六一―ほか九筆	会津若松市湊町大字共和字六十菊二四 九一―ほか九筆	会津若松市湊町大字静瀉字地間三〇六 ほか三筆	会津若松市湊町大字共和字六十菊二五 八ほか十二筆	会津若松市湊町大字共和字大清水三三― 一ほか二十二筆	か八筆

遠藤 秀明	花見 徹美	木戸 賢治	有会社 大 和川ファーム	渡部 敏子	五十嵐 利昭	瓜生 真二	佐藤 敏朗	渡部 一	鈴木 康弘	鈴木 文博	
喜多方市熱塩加納町 熱塩字宮ノ下丙三六 七	喜多方市熱塩加納町 米岡字堰下乙七〇九	喜多方市熱塩加納町 米岡字針生乙六六〇	喜多方市字押切南二 丁目一一二	喜多方市岩月町喜多 方字稲村八九五	喜多方市豊川町米室 字綾金一二〇	喜多方市松山町鳥見 山字上新屋敷六〇七 四	喜多方市上三宮町吉 川字反田四〇八八	喜多方市関柴町下柴 字小松一七四〇	会津若松市神指町大 字南四合字幕内二三 四	会津若松市神指町幕内四七―一ほか一 筆	内東町六一―二四
喜多方市熱塩加納町相田字小十郎田甲 一八一―ほか二十一筆	喜多方市熱塩加納町加納字根岸一一七 ほか二筆	喜多方市熱塩加納町加納字根岸五一― 一ほか四筆	喜多方市熱塩加納町宮川字半在家道南 一二八―一ほか二筆	喜多方市岩月町大都字宮前二二ほか七 筆	喜多方市豊川町米室字村前六	喜多方市松山町村松字上原二ほか五筆	喜多方市上三宮町吉川字反田二ほか七 筆	喜多方市関柴町下柴字小松一二六一― ほか六筆	会津若松市神指町幕内一五ほか二十七 筆	一筆	

株式会社 イゴ農園 ダ	喜多方市字一本木下 七八一七	喜多方市熱塩加納町米岡字下針生二一 六ほか三筆	芥川 衛	河沼郡会津坂下町大 字青津字田中一〇	喜多方市塩川町会知字中川原六	今井 至	喜多方市塩川町金橋 字江添九一四	喜多方市塩川町金橋字江添三ほか八筆	日下 清幸	喜多方市山都町三津 合字宮月四〇七八一 一	喜多方市山都町三津合字本木ノ前六一 五一ほか十五筆	石川 高	喜多方市高郷町上郷 字宮ノ前丙八〇	喜多方市高郷町上郷字西ノ窪三〇ほか 八筆	田代 守弘	喜多方市高郷町上郷 字惣利丁二四六	喜多方市高郷町上郷字上ノ原五六ほか 十筆	花見 明	喜多方市塩川町会知 字八幡町三一四四	喜多方市塩川町会知字宮田一四	鈴木 輝夫	耶麻郡猪苗代町大字 西館字中屋敷二一九	耶麻郡猪苗代町大字西館字道ノ下一〇一 一ほか三筆	鈴木 正一	耶麻郡猪苗代町大字 蚕養字小水沢甲二七 一九	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字蚕養八一 一ほか一筆	鈴木 芳春	耶麻郡猪苗代町大字 西館字中道西七一二	耶麻郡猪苗代町大字西館字下道南五九 九ほか五筆	石澤 房昭	耶麻郡猪苗代町大字 西館字南屋敷二七四	耶麻郡猪苗代町大字西館字道ノ下二六 ほか一筆	菅沼 洋行	耶麻郡猪苗代町大字 西館字中屋敷一〇三十一 一	耶麻郡猪苗代町大字西館字宮田九四
-------------------	-------------------	----------------------------	------	-----------------------	----------------	------	---------------------	-------------------	-------	-----------------------------	------------------------------	------	----------------------	-------------------------	-------	----------------------	-------------------------	------	-----------------------	----------------	-------	------------------------	-----------------------------	-------	------------------------------	---------------------------	-------	------------------------	----------------------------	-------	------------------------	---------------------------	-------	-------------------------------	------------------

田村 正市	耶麻郡猪苗代町大字 長田字長田六七一二	耶麻郡猪苗代町大字長田字長田三二 ほか三筆	土屋 孝彦	耶麻郡猪苗代町大字 磐里字村中六九〇	耶麻郡猪苗代町字城南四一四ほか八筆	渡部 貴之	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字桜川一四二八	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字沢目一五 ほか十六筆	鈴木 吉信	耶麻郡猪苗代町大字 磐根字土田三四〇三	耶麻郡猪苗代町大字磐根字十郎橋三一 五三一二一	渡部 誠	耶麻郡猪苗代町字町 尻三三八	耶麻郡猪苗代町東三六ほか四筆	星 拓	耶麻郡猪苗代町大字 三ツ和字新在家一四 二四	耶麻郡猪苗代町一時利用地磐根二〇ほ か一筆	鈴木 一三	耶麻郡磐梯町大字大 谷字北原三九三四	耶麻郡磐梯町大字大谷字屋敷前二九ほ か四筆	芥川 衛	河沼郡会津坂下町大 字青津字田中一〇	河沼郡会津坂下町大字青津字村東二六 ほか九筆	大竹 秀明	河沼郡会津坂下町大 字高寺字窪倉二八一 一	河沼郡会津坂下町大字高寺字北城一〇一 四ほか一筆	椎野 惣一	河沼郡会津坂下町大 字高寺字窪倉二八七	河沼郡会津坂下町大字高寺字北城三五 一ほか四筆	大竹 勝一	河沼郡会津坂下町大 字高寺字窪倉二五七	河沼郡会津坂下町大字高寺字北城六七 ほか七筆	椎野 幸雄	河沼郡会津坂下町大 字高寺字窪倉二七五	河沼郡会津坂下町大字高寺字小苗代二 七ほか六筆	広瀬 東洋	河沼郡会津坂下町大	河沼郡会津坂下町大字高寺字平林二三
-------	------------------------	--------------------------	-------	-----------------------	-------------------	-------	------------------------	----------------------------	-------	------------------------	----------------------------	------	-------------------	----------------	-----	------------------------------	--------------------------	-------	-----------------------	--------------------------	------	-----------------------	---------------------------	-------	-----------------------------	-----------------------------	-------	------------------------	----------------------------	-------	------------------------	---------------------------	-------	------------------------	----------------------------	-------	-----------	-------------------



高木 和彦	河沼郡湯川村大字湊字奈良町丙三二	河沼郡湯川村大字湊字仲田六五ほか七筆
國井 和衛	河沼郡会津坂下町大字宮古字上横道三六六	河沼郡会津坂下町大字宮古字上横道七ほか二筆
有限会社 藤川農産	河沼郡会津坂下町大字片門字片門甲五〇	河沼郡会津坂下町大字片門字七本松丙一三三―一ほか二筆
	字高寺字舟渡四五八	九―二ほか七筆

二 認可年月日  
平成二十八年四月二十六日

(農業担い手課)

**福島県告示第二百九十一号**  
卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十五条の規定により、地方卸売市場の開設について、次のとおり許可した。  
平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

許可番号	九八	許可年月日	平成二八年三月一日	地方卸売市場の名称及び位置	いわき市公設地方卸売市場 いわき市鹿島町鹿島一 番地	取扱品目	花き	開設の許可を受けた者の名称及び住所	いわき市 いわき市平字梅本二一 番地
------	----	-------	-----------	---------------	----------------------------------	------	----	-------------------	--------------------------

(農産物流通課)

**福島県告示第二百九十二号**  
卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十八条第一項の規定により、次の者が地方卸売市場において卸売の業務を行うことにつき次のとおり許可した。  
平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

許可番号	九九	許可年月日	平成二八年三月三日	許可を受けた者の名称及び住所	株式会社いわき中央生花 いわき市鹿島町鹿島一 番地	卸売の業務を行う地方卸売市場の名称及び位置	いわき市公設地方卸売市場 いわき市鹿島町鹿島一 番地	取扱品目の部類	花き部
------	----	-------	-----------	----------------	---------------------------------	-----------------------	----------------------------------	---------	-----

(農産物流通課)

**福島県告示第二百九十三号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、前田沢地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十八年四月二十七日から  
同 年五月十六日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
郡山市役所

(農村計画課)

**福島県告示第二百九十四号**  
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、堀之内地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十八年四月二十七日から  
同 年五月十六日まで (二十日間)



三 縦覧の場所  
郡山市役所

(農村計画課)

公 告

公告第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

会津宮川土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 板橋 信幸 大沼郡会津美里町和田目字和泉新田甲一四六五番地

(農村計画課)

公告第九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。  
平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称

福島市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 菊地 常夫 福島市笹谷字金屋三七番地

(農村計画課)

公告第九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、新地町から相馬都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。  
平成二十八年四月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課  
(都市計画課)

## 公告第99号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年4月26日

福島県知事 内堀雅雄

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 磁気共鳴画像診断装置 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年10月31日（月）
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年5月26日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

## 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年4月26日（火）から同年5月26日（木）まで（土曜日、日曜日、平成28年4月29日及び平成28年5月3日から同年5月5日までの期間を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

## 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年5月12日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年6月14日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年6月13日（月）午後5時までに必着のこと。）

## 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示

す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Magnetic Resonance Imaging system 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 14 June 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 13 June 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第100号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成28年4月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 免許証カード基体（IC） 予定数量373箱
  - (2) インクリボンカセット（IC） 予定数量169箱
  - (3) 経歴証明書用カード基体 予定数量7箱
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成28年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
  - (3) 1の(3)に掲げる物品等 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
  - (1) 1の(1)に掲げる物品等 1箱当たり458,100円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
  - (2) 1の(2)に掲げる物品等 1箱当たり140,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
  - (3) 1の(3)に掲げる物品等 1箱当たり150,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手續  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

(入札用度課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会告示第一号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第十八条第一項の規定により、福島県指定重要有形民俗文化財として、次のとおり指定する。

平成二十八年四月二十六日

福島県教育委員会

名 称	員 数	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所
相馬野馬追凶屏風	六曲 一双	南相馬市	南相馬市原町区本町 二丁目二七番地	南相馬市原町区牛来 字出口一九四番地

（文化財課）

福島県教育委員会告示第二号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第十八条第一項の規定により、福島県指定重要無形民俗文化財として、次のとおり指定する。

平成二十八年四月二十六日

福島県教育委員会

名 称	所 在	の 場 所	保 護 団 体
下川崎三島神社 の太々神楽	二本松市下川崎字宮三八番地	三島神	三島神社楽人会

（文化財課）

福島県教育委員会告示第三号

福島県文化財保護条例（昭和四十五年福島県条例第四十三号）第二十四条第一項の規定により、福島県指定天然記念物として、次のとおり指定する。

平成二十八年四月二十六日

福島県教育委員会

名 称	所 有 者	所 有 者 の 住 所	所 在 の 場 所 及 び 面 積
二軒在家の大クリ	瓜生久雄	喜多方市岩月町入田付字原	喜多方市岩月町宮津

添一三〇番地

字惣社原四一六番一、四一八番四及び四一二番右記番地のうち面積一五一四平方メートル

（文化財課）